

意思表示の瑕疵（強迫）

©甲斐行政書士事務所

1 はじめに

（詐欺又は強迫）

第96条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

効果意思が強迫により形成され、それが表示されているので、効果意思と表示行為は一致している。

しかし、効果意思を形成するに際して表意者に強迫者からの外部的作用が加えられているため、自由な意思決定が害されている点に特徴がある。

強迫とは、他人に害悪を示して畏怖させることによって意思表示をさせること
意思形成の自由を奪われている場合は、意思表示自体が存在しないと評価される。

2 要件・効果

（1）表意者に対する違法な強迫行為

（2）脅迫行為により表意者の畏怖

（3）表意者の畏怖による意思表示

意思表示の瑕疵（強迫）

©甲斐行政書士事務所

（４）脅迫行為者による故意

効果として、強迫による意思表示は取り消すことができる（96条1項）。

●意思の自由を完全に奪われた状態の意思表示

意思無能力者の意思表示→当然無効（3条の2）

3 強迫取消前の第三者

強迫取消には第三者保護規定がない。詐欺取消の場合は表意者に騙された帰責性が少なからずあるため、第三者保護規定があるが、強迫を受けた表意者に帰責性はなく、表意者保護の必要性が高いことにある。

※動産の場合は、即時取得（192条）により第三者が保護される可能性がある。